

## 令和8(2026)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

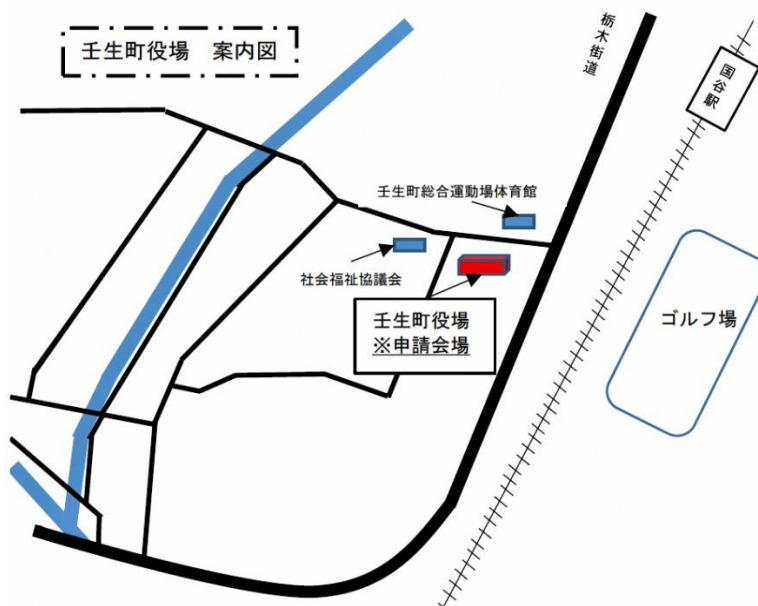
栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**壬生町役場1階 101会議室**で申請を受け付けます。受付日時等は裏面のとおりですので、交付を希望する方は、御確認ください。

※共同・受委託の方は**栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生等会議室**で受け付けます。

1. 受付日、受付時間、対象自治会 裏面の表をご覧ください。

2. 申請会場（壬生町役場：壬生町壬生甲3841-1）



3. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書（※新規申請以外の方）  
（納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。）
- (3) 使用者証更新手数料 420円（キャッシュ決済も可）（※新規申請及び使用者証更新の場合）
- (4) 耕作証明書（※新規申請及び耕作面積が変更になった場合）  
**使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。**

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

4. 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油担当 TEL0282-23-6882

○壬生町農業委員会事務局 TEL0282-81-1875（耕作証明書について）

令和8(2026)年 農業用免税軽油申請受付及び免税証交付日程表

地区	受付日	受付時間	自治会及び会場
共同受委託	2月4日(水) 5日(木)	9:00~11:30 及び 13:00~15:30	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室
南犬飼地区	2月24日(火)	9:00~11:30  13:00~15:30	北 小 林
			上 田
			中 泉
			助谷・助谷原
			安塚一~三、南部、中央
			上 長 田
			国谷中央、本田、新田
壬生地区	2月25日(水)	9:00~11:30	あけぼの・落合
			若草・虹の杜・国谷南
			下表町、中表町
			下横町、今井
			上表町、東下台
			城東町、舟町
			栄町、仲通町
			上通町、駅東
			城内、城南
			下馬木(壬生)
			西 高 野
			上新町、万町
			三好町、旭町
			車塚、星の宮
			台坪、上坪
			前 宿 坪
			田向稻荷内
馬場、原宿			
至宝町北・南			
六美町南部・中央・北部			
緑町・幸町・おもちゃのまち・いずみ			
ひばりヶ丘・下台団地			
稲葉地区	2月25日(水)	13:00~15:30	釜ヶ淵、原坪、鹿島
			下町、上町
			下馬木(稲葉)
			本郷、松原
			西部、北原、中央
			台宿、下坪
			東原、鯉沼
福 和 田			

壬生町役場 一〇一会議室

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。  
 ※更新手数料420円がかかる方は、つり銭のないよう御協力をお願いします。(キャッシュ決済も可)  
 ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。  
 ※感染症予防に係るマスク着用については、申請者個人の判断に委ねますが、発熱や風邪等の症状がある場合は、来場を見合わせるようお願いします。